

第十八条 国及び都道府県は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、労働者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、求職者その他の労働者又は事業主に対して、政令で定める区分に従い、次に掲げる給付金（以下「職業転換給付金」という。）を支給することができる。

- 一 求職者の求職活動の促進とその生活の安定とを図るための給付金
- 二 求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金
- 三 広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための給付金
- 四 就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金
- 五 求職者を作業環境に適應させる訓練を行うことを促進するための給付金
- 六 前各号に掲げるもののほか、政令で定める給付金

（支給基準等）

第十九条 職業転換給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

2 前項の基準の作成及びその運用に当たっては、他の法令の規定に基づき支給する給付金でこれに類するものとの関連を十分に参酌し、求職者の雇用が促進されるように配慮しなければならない。

（国の負担）

第二十条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が支給する職業転換給付金に要する費用の一部を負担する。

（譲渡等の禁止）

第二十一条 職業転換給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押える場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第二十二条 租税その他の公課は、職業転換給付金(事業主に対して支給するものを除く。)を標準として、課することができない。

(連絡及び協力)

第二十三条 都道府県労働局、公共職業安定所、都道府県及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、職業転換給付金の支給が円滑かつ効果的に行われるように相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

## 第六章 事業主による再就職の援助を促進するための措置

(再就職援助計画の作成等)

第二十四条 事業主は、その実施に伴い一の事業所において相当数の労働者が離職を余儀なくされることが見込まれる事業規模の縮小等であつて厚生労働省令で定めるものを行おうとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該離職を余儀なくされる労働者の再就職の援助のための措置に関する計画(以下「再就職援助計画」という。)を作成しなければならない。

2 事業主は、前項の規定により再就職援助計画を作成するに当たつては、当該再就職援助計画に係る事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。当該再就職援助計画を変更しようとするときも、同様とする。

3 事業主は、前二項の規定により再就職援助計画を作成したときは、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に提出し、その認定を受けなければならない。当該再就職援助計画を変更したときも、同様とする。

4 公共職業安定所長は、前項の認定の申請があつた場合において、その再就職援助計画で定める措置の内容が再就職の促進を図る上で適當でないとき、当該事業主に対して、その変更を求めることができる。その変更を求めた場合において、当該事業主がその求めに応じなかつたときは、公共職業安定所長は、同項の認定を行わないことができる。

5 第三項の認定の申請をした事業主は、当該申請をした日に、第二十八条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第二十五条 事業主は、一の事業所について行おうとする事業規模の縮小等が前条第一項の規定に該当しない場合においても、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者に関し、再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長に提出して、その認定を受けることができる。当該再就職援助計画を変更したときも、同様とする。

2 前条第二項の規定は前項の規定により再就職援助計画を作成し、又は変更する場合について、同条第四項及び第五項の規定は前項の認定の申請があつた場合について準用する。

(円滑な再就職の促進のための助成及び援助)

第二十六条 政府は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者(以下この条において「援助対象労働者」という。)(の円滑な再就職を促進するため、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十二条の雇用安定事業として、第二十四条第三項又は前条第一項の規定による認定を受けた再就職援助計画に基づき、その雇用する援助対象労働者に関し、求職活動をするための休暇(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。)(の付与その他の再就職の促進に特に資すると認められる措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うものとする。

## 第七章 雑則

(国と地方公共団体との連携)

第二十七条 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

(大量の雇用変動の届出等)

第二十八条 事業主は、その事業所における雇用量の変動(事業規模の縮小その他の理由により一定期間内に相当数の離職者が発生することをいう。)であつて、厚生労働省令で定める場合に該当するもの(以下この条において「大量雇用変動」という。)については、当該大量雇用変動の前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該離職者の数その他の厚生労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

2 国又は地方公共団体に係る大量雇用変動については、前項の規定は、適用しない。この場合において、国又は地方公共団体の任命権者(委任を受けて任命権を行う者を含む。)は、当該大量雇用変動の前に、政令で定めるところにより、公共職業安定所長に通知するものとする。

3 第一項の届出又は前項の通知があつたときは、国は、次に掲げる措置を講ずることにより、当該届出又は通知に係る労働者の再就職の促進に努めるものとする。

一 職業安定機関において、相互に連絡を緊密にしつつ、当該労働者の求めに応じて、その離職前から、当該労働者その他の関係者に対する雇用情報の提供並びに広範囲にわたる求人の開拓及び職業紹介を行うこと。

二 公共の職業訓練機関において必要な職業訓練を行うこと。

(報告の請求)

第二十九条 都道府県知事又は公共職業安定所長は、職業転換給付金の支給を受け、又は受けた者から当該給付金の支給に関し必要な事項について報告を求めることができる。

(適用除外)

第三十条 この法律は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

2 第六条、第七条、第十二条及び第六章の規定は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。

(罰則)

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十八条第一項の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした者
  - 二 第二十九条の規定による報告をせず、又は偽りの報告をした者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

## 雇用対策法の改正経緯について

### 1 雇用対策法以前の雇用対策 失業対策中心

### 2 雇用対策法制定の背景

- ・ 高度成長期に入り、労働力需給が慢性的供給過剰から不足に変化。
- ・ 製造業を中心とする産業発展の中で、特に技能工が不足。
- ・ 大企業を中心として、終身雇用、年功序列賃金制度が一般的で、雇用需要は若年者、特に新規学卒者に集中する傾向。
- ・ 技術革新の進展、生産工程の変化、衰退産業部門の縮小・廃止等により、中高年齢者の離職者の発生が予想される。
- ・ 東京、名古屋、大阪等の既成工業地帯においては、労働力不足が著しい反面、九州、四国、東北等の開発の遅れた地域においては、賃金等の労働条件が相対的に低く、雇用機会不足。
- ・ これらのことから、以後、さらに人手不足基調の中で、年齢、職種、地域等による労働力需給の不均衡が持続ないし進展すると予想。

### 3 制定当初の雇用対策法の概要

2の背景を踏まえ、以後の労働力不足基調への移行、及び年齢、技能の程度あるいは地域等による労働力需給の不均衡の進展に対処して、技能労働者の養成確保、職業転換の支援等に係る施策を盛り込んだ雇用対策法が制定された。

具体的には、次のような内容となっていた。

- 第1章 総則
- 第2章 雇用対策基本計画
- 第3章 求職者及び求人者に対する指導等
  - ・ 第6条 雇用情報の収集・整理等
  - ・ 第8条 求職者に対する指導
  - ・ 第9条 求人者に対する指導
- 第4章 技能労働者の養成確保等
  - ・ 第11条 職業訓練の充実
  - ・ 第12条 技能検定制度の確立
- 第5章 職業転換給付金
  - ・ 第13条 職業転換給付金
- 第6章 中高年齢者等の雇用の促進
  - ・ 第19条 中高年齢者及び身体障害者の雇用率
- 第7章 雑則
  - ・ 第20条 大量の雇用変動の届出等

#### 4 雇用対策法の改正経緯

法制定後の主な改正経緯は次のとおりであり、法制定後に問題となってきた、若年者、地域における雇用機会創出、外国人労働者、女性等については、個別法においては規定しているものもある（地域雇用開発促進法、男女雇用機会均等法等）が、雇用対策法には特段の事項は盛り込まれていない。

##### ① 昭和48年改正

- ・ 定年の引き上げの円滑な実施を促進するために必要な施策の充実について規定（現行の第4条第1項第5号）

##### ② 平成11年改正（地方分権推進法関係）

- ・ 国と地方公共団体の雇用政策に関する連絡・協力について規定（現行の第5条及び第27条）

##### ③ 平成11年改正（中央省庁等改革関係）

- ・ 中央省庁等改革により、雇用対策基本計画について意見を聞くこととされていた雇用審議会が廃止され、経済財政諮問会議に意見を聞くことに変更（現行の第8条第6項）

##### ④ 平成13年改正

- ・ 基本理念（労働者の職業の安定を図るためには、労働者自ら職業生活の設計を適切に行い、これに即した能力開発、再就職促進等が図られるよう配慮される旨）について規定（第3条）
- ・ 労働者の募集及び採用について年齢に関わりなく均等な機会を与えることについての事業主の努力義務及びこれに関して事業主が適切に対処するための指針について規定（第7条及び第12条）
- ・ 事業主の作成する再就職援助計画及びそれに係る助成等について規定（第24条から第26条まで）

雇用対策法とその他職業安定関係の個別法の関係について

雇用対策法の規定	職業安定関係の主要な個別法の規定
<p>(国の施策)</p> <p>第四条 国は、第一条第一項の目的を達成するため、前条に規定する基本的理念に従つて、次に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講じなければならない。</p>	
<p>一 各人がその有する能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び産業の必要とする労働力を充足するため、<u>職業指導及び職業紹介の事業を充実すること。</u></p>	<p>【職業安定法】 (政府の行う業務)</p> <p>第五条 政府は、第一条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。</p> <p>三 求職者に対し、迅速に、その能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するために、<u>無料の職業紹介事業</u>を行うこと。</p> <p>五 求職者に対し、必要な<u>職業指導</u>を行うこと。</p>
<p>二 各人がその有する能力に適し、かつ、技術の進歩、産業構造の変動等に即応した技能を習得し、これにふさわしい評価を受けることを促進するため、及び産業の必要とする技能労働者を養成確保するため、<u>技能に関する訓練及び検定の事業</u>を充実すること。</p>	<p>【職業能力開発促進法】</p> <p>第3章 職業能力開発の促進</p> <p>第2節 <u>国及び都道府県による職業能力開発促進の措置</u></p> <p>第3節 <u>国及び都道府県等による職業訓練の実施等</u></p> <p>第5章 <u>技能検定</u></p>